

深川市議会議長交際費支出基準

(趣旨)

第1条 議長交際費は、議長が議会を代表して外部との公の交渉・交際に要する経費であり、その支出に関し一層の透明化を図るため、必要な事項を定める。

(種別、支出範囲等)

第2条 執行に際しては、議長の職責において社会通念上、妥当と認められる範囲内で必要最小限とし、次に掲げる区分に基づき支出する。

区 分	内 容
1. 祝儀等	式典、祝賀会、会議、参加行事における祝金・会費等 (祝花、祝酒、パーティ券等)
2. 弔慰金等	葬儀における香典、供花等
3. その他	上記項目に定めるもののほか議長が特に必要とする経費

(執行状況の公開)

第3条 議等交際費の執行年月日、支出金額及び支出内容については、市のホームページにおいて公開する。

(基準の改正)

第4条 この基準は、社会経済状況の変化等に応じて、適宜見直しを行う。

(その他)

第5条 この基準に定めるもののほか、議長交際費の支出に関し必要な事項は、議長がその都度定める。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。